

令和8年度「市長とはまかだ」事業実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、「市長とはまかだ」事業を実施するために必要な事項について定める。

(目的)

第2 「市長とはまかだ」事業（以下「市長とはまかだ」）は、市又は団体、グループ等（以下「団体等」という。）が主催する会合等において、市長が直接施政方針に関する説明又は報告、対話を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(実施の要件)

第3 「市長とはまかだ」の実施に当たり必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 実施日は、令和8年5月1日から令和8年9月30日までであること。
- (2) 実施時間は、原則午前9時から午後8時までの間の2時間以内であること。
- (3) 実施場所は、陸前高田市内であること。
- (4) 実施回数は、申込みのあった一団体等につき、原則1回とする。
- (5) 実施場所等の手配及び準備、参加者への広報並びに進行等は、団体等と市が協力して行うこと。
- (6) 「市長とはまかだ」の主なテーマは、令和8年度施政方針とする。
- (7) 会合等がいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治もしくは宗教又は営利に関わる活動を目的としている場合
 - イ 公の秩序及び善良な風紀を乱すおそれがある場合
 - ウ 市に対する陳情又は要望を目的とする場合
 - エ 3人以上の参加が見込めない場合
 - オ その他市長とはまかだの目的に反する場合又はおそれがある場合

(申込者の要件)

第4 「市長とはまかだ」の申込みができる者は、次に掲げる者で構成された3人以上の団体・グループとする。「市長とはまかだ」の想定人数は10人程度とします。（3人以上の参加が見込めない場合または、20人を超える場合は企画政策課秘書係と協議すること）

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者（外国人研修生等を含む）
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内の事業者

(申込みの方法)

第5 「市長とはまかだ」の実施を希望する団体等は、実施を希望する日の概ね1ヵ月前までに、「市長とはまかだ」実施申込書（様式第1号）を企画政策課に提出しなければならない。

(開催の決定等)

第6 市長は、第5の規定による申込みがあったときは、「市長とはまかだ」の開催について可否を決定し、受託する場合は、「市長とはまかだ」実施通知書(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

(実施の取消等)

第7 市長は、次のいずれかに該当する場合は、「市長とはまかだ」の実施決定を変更し、もしくは取り消し、又は中止することができる。

- (1) 団体等がこの要項に反したとき。
- (2) 申込みの内容が、事実と反していたとき。
- (3) 緊急にやむを得ない事態が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(変更後の届出)

第8 「市長とはまかだ」実施通知書を受けた代表者は、日時、場所、その他申込事項を変更しようとするとき、又は申込みを取り消そうとするときは、速やかに企画政策課秘書係に申し出をすること。

(報告書の提出)

第9 代表者は、「市長とはまかだ」が終了したときは、「市長とはまかだ」実施報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(所管)

第10 「市長とはまかだ」に関する事務は、企画政策課秘書係が行うものとする。